

# 新潟大学大学院実務法学研究科修了生特別奨学金 (令和3年司法試験受験者向け) 応募要領

## 1 目的

新潟大学大学院実務法学研究科修了生特別奨学金（以下「修了生特別奨学金」といいます。）制度は、司法試験受験に関連する費用の一部について、修了生に奨学金を給付することにより、司法試験の受験を支援するとともに、更なる学力の向上を図ることを目的としています。

## 2 申請資格

令和3年司法試験を受験する法務博士研究員のうち、経済的理由により次に掲げる費用の支援を必要とする者としめます。

- (1) 司法試験受験に直接要する費用（受験料、交通費、宿泊費）
- (2) 司法試験受験のための勉学に要する費用（図書費、模擬試験受験料等）

これらの費用は、令和2年9月から令和3年司法試験当日までの間に支出したものに限ります。

なお、文房具類やパソコン等は本奨学金の用途として認めないほか、交通費及び宿泊費は、給付額に上限を設定します。詳細は別紙に記載しています。

## 3 給付額等

修了生特別奨学金は一時金とし、選考の上、15万円を上限に給付します。

## 4 申請期間

令和3年6月3日（木）～6月17日（木）

## 5 申請手続

上記4の申請期間内に、次の(1)～(5)の書類を学務係へ提出してください。

- (1) 新潟大学大学院実務法学研究科修了生特別奨学金申請書（所定様式）

申請書に記載する金額は1円単位で記入することができます。ただし、審査を行うため、申請額どおりに給付されるとは限らないことをあらかじめご了承ください。

- (2) 「2. 申請資格」で示した期間内に支払った領収書等

領収書として提出する書類の詳細については、別紙に記載しています。

領収書を廃棄・紛失した場合は、原則として当該費用に係る申請はすることが

できません。ただし、支払った事実を客観的に説明できる場合は、申立書を提出してください。審議の上、給付を認めることがあります。

なお、申請期間後に領収書の提出があったとしても、申請額の変更は受け付けません。

(3) 令和3年司法試験短答式試験成績通知書の写し

(4) 申請者本人の令和2年分所得証明書（令和3年度課税証明書）

注：所得証明書は、令和3年1月1日時点で住民票上の住所があった市区役所、町村役場で発行を受けてください。

(5) 振込口座登録・変更依頼書（所定様式）及び通帳（表紙の次頁）の写し

令和2年度修了生特別奨学金申請時に提出した内容と変更がない場合は、提出不要です。

## 6 修了生特別奨学金受給者の決定

修了生特別奨学金受給者の選考は、申請書の記載内容により行い、7月下旬（予定）に受給者を決定します。選考結果は文書により通知します。

## 7 修了生特別奨学金の給付

受給者が指定する本人名義の預金口座へ8月下旬（予定）に振り込みます。

## 8 修了生特別奨学金の返還

修了生特別奨学金は返還を要しないものとします。ただし、修了生特別奨学金受給者が次のいずれかに該当したときは、当該年度に受給した修了生特別奨学金の返還を求める場合があります。

(1) 申請内容に虚偽の事実が含まれているとき。

(2) その他受給者として適当でないと判断される事実があったとき。

## 9 申請者から提供される個人情報の取扱いについて

本奨学金の申請に際して提供される個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に定める場合を除き、受給者の審査及び振込手続以外の目的には使用しません。

## 10 問い合わせ先

新潟大学人文社会科学系学務課 人文社会科学系大学院学務係

TEL: 025-262-7895 E-mail: jurist@adm.niigata-u.ac.jp